

各 位

会社名 株式会社メディアリンクス
 代表者名 代表取締役社長 菅原 司
 (コード番号: 6659)
 問合せ先 取締役管理本部長 長谷川 渉
 (TEL. 044-589-3440)

第三者割当による第16回及び第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年3月7日開催の取締役会において決議した、EVO FUND（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第16回及び第17回新株予約権（以下、それぞれを「第16回新株予約権」及び「第17回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2023年3月23日に発行価額の総額（2,400,000円）の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年3月7日公表の「第三者割当による第16回及び第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー・プログラム）の締結並びに無担保社債（私募債）の同時発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	2023年3月23日
(2) 発行新株予約権数	240,000個 第16回新株予約権：160,000個 第17回新株予約権：80,000個
(3) 発 行 価 額	総額2,400,000円 第16回新株予約権1個当たり12円 第17回新株予約権1個当たり6円
(4) 当該発行による潜在株式数	24,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は41円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は24,000,000株であります。
(5) 調達資金の額	1,748,042,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、73円（第16回新株予約権の場合）又は74円（第17回新株予約権の場合）にそれぞれ相当する金額（1円未満の端数切り捨て）とします。 いずれの本新株予約権についても、その行使価額は、2023年3月24日に初回の修正がされ、以後3取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。）が経過する毎に修正されます。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3取引日目（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の91%（第16回新株予約権の場合）又は92%（第17回新株予約権の場合）にそれぞれ相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。また、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。さらに、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当て

(割 当 先)	ます。
(8) そ の 他	<p>当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、行使コミット条項、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、ロックアップ及び先買権等を規定する本新株予約権の買取契約（コミット・イシュー・プログラム。以下「本買取契約」といいます。）を締結しました。また、第17回新株予約権の行使については2024年4月24日以降に行使が可能となる（但し、当社の指示により前倒しが可能です。）旨を本買取契約にて規定しました。</p> <p>(a) ロックアップ</p> <p>当社は、割当先又はEVOLUTION JAPAN証券株式会社（代表取締役社長：ショーン・ローソン、住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号）（以下「EJS」といいます。）による事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり、本新株予約権が残存している間において、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせません。但し、割当先はかかる承諾を不合理に拒絶又は留保しません。また、上記の制限は、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が割当先又はその関係会社を相手方として上記行為を行う場合、当社が当社普通株式の無償割当てを行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは当社普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。</p> <p>(b) 先買権</p> <p>当社は、本買取契約の締結日に始まり、本新株予約権が残存している間において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「本追加新株式等」といいます。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」といいます。）しようとする場合には、割当先又はEJSに対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の3週間前までに、その予定に係る主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含みますが、これに限られません。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」といいます。）を交付しなければなりません。</p> <p>割当先又はEJSは、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引き受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」といいます。）を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引き受けることができます。</p> <p>当社は、割当先から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い（但し、証券の種類、価額、数量や経済条件に影響する引受契約の条件に係る変更以外で、本通知書に記載された条件・内容から軽微な変更がなされた場合であっても、本通知書に記載された条件・内容に従っているものとする。）、本通知書に記載された引受予定先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。</p> <p>なお、前記の定めは、以下に規定する各場合には適用されないものとします。</p> <p>① スtockオプション目的により、当社の役員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して当社の新株予約権の付与を行う場</p>

	<p>合、又は当社普通株式の発行若しくは交付（上記ストックオプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。）する場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行規模が発行済株式総数の5%未満の場合（本買取契約の締結日の株式数を基準に判断される）</p> <p>② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された既発行の株式（種類株式等で当社普通株式への転換請求権等を付与されているものを含む。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場合</p> <p>③ 上記の他、当社と割当先又はEJSが、別途先買権の対象外とする旨を書面により合意した場合</p> <p>なお、当社が上記(a)ロックアップ又は(b)先買権を規定した各条項に違反して新たな引受予定先に対して本追加新株式等を発行した場合には、当社は割当先に対して直ちに違約金を支払わなければなりません。</p>
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上